

234	(2)ー3 地域水質環境管理計画の推進 ○鹿児島湾については、富栄養化が懸念されていることから、第4期鹿児島湾ブルー計画（平成17年度～26年度）に基づき、生活排水対策や水産養殖対策などを推進し、水質保全目標の達成維持を図るとともに、良好な水環境や水辺空間の保全に努めます。	環境保全課	(2)ー3 地域水質環境管理計画の推進 ○「第4期鹿児島湾ブルー計画」に基づき、発生源対策については、庁内連絡調整会議や「鹿児島湾水質保全推進協議会（県、湾城市町、住民団体、事業者団体等）」を開催し、行政機関が連携を図りながら推進。 ○各種イベント等の中で、鹿児島湾ブルー計画の啓発用パネルの展示、啓発用資料の配布を行うなど水質保全に対する意識を啓発。
		水産振興課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画策定に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。 ○第4期池田湖水質環境管理計画に基づき、南薩畑かんがい事業に伴う池田湖への注水管理の徹底をはじめとする発生源対策や啓発活動など総合的な水質保全対策を実施。計画の推進にあたっては、庁内連絡調整会議の開催、関係市との連携、事業者や地域住民への啓発を図りながら推進。 ○鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会（県、始良市、霧島市、垂水市、住民団体、事業者団体）及び池田湖水質環境保全対策協議会（県、指宿市、南九州市）に対し、県は負担金を拠出し支援。
235	○池田湖については、富栄養化が懸念されていることから、第4期池田湖水質環境管理計画（平成23年度～32年度）に基づき、畑地かんがいに係る導水管理や生活排水対策等により窒素、りん等の削減を図るなど地域の特性に応じた対策を推進します。	環境保全課	(3) 産業系排水対策 (3)ー1 工場・事業場対策 ○延べ384回の監視指導を実施し、31件の改善勧告等の行政指導を実施。 ○届出が提出された時や工場・事業場への立入時などに指導を実施。
236	○住民団体や事業者団体、県、市町村等で構成する協議会等の活動を通じ、地域住民等の自主的・積極的な実践活動を促進します。	環境保全課	○排水処理施設管理担当者の技術向上のため、工場排水管理技術講習会（200名参加）を開催。 ○排水処理に係る技術相談・指導、現地技術支援を実施。
237	○水質汚濁防止法については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。	環境保全課	(3)ー2 農畜産業・水産業対策 ○養豚業について、延べ2回の監視指導を実施し、2件の改善勧告の行政措置を実施。
238	○末規制事業場については、県小規模事業場等排水対策指導指針等に基づき、排出水の改善対策等を指導します。	環境保全課	○畑において、家畜ふん堆肥重用下での地力変化の解明を進めるとともに、地下への養分の溶脱速度を検討。 ○健全な土づくりと土壌診断に基づく適正な施肥の推進により化学肥料の10アール当たりの施肥量は75.3%（H22/H8比）に削減。また、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の低減に一体的に取り組むエコフアーマーを育成。 ○畜産環境保全の指導を実施。
239	○排水処理技術や施設の管理技術等の普及を図り、汚濁負荷削減対策を推進します。	工業技術センター	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施。
240	(3)ー2 農畜産業・水産業対策 ○水質汚濁防止法に基づく排水基準の監視を強化するとともに、庁内組織として設置している「家畜ふん尿・でん粉工場排水対策連絡協議会」等の活用により、関係課と連携を図りながら基準遵守の徹底に努めます。	環境保全課	○「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」等に基づき、適正な排水処理がなされるよう操業前の文書指導、操業時の巡回指導並びに行政措置を受けた工場に対する改善指導を実施。 ○でん粉工場について、延べ19回の監視指導を実施した。改善勧告等の行政措置を行った工場は無かった。
241	○水質汚濁防止施設の整備や技術の改善を促進するとともに、生産性との調和を図りつつ環境への負荷の低減に配慮した環境と調和した農業を推進し、農畜産業からの負荷の低減を図ります。	農業開発総合センター 食の安全推進課	○県かん水養魚協会による養殖漁場の行使状況調査を受け、県魚類養殖指導指針に基づいた適正養殖が行われるよう指導するとともに、持続的に養殖漁場を利用するため、漁場改善計画に基づき、県内の全魚類養殖漁場を対象に漁協による水質等の調査実施を指導。 ○県内の内水面養殖場への定期パトロールにより適正養殖の指導を実施。
242	○畜産経営については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく管理基準の遵守徹底を図ります。	畜産課	(4) 生活排水対策 (4)ー1 発生負荷の削減 ○各種イベント等を通じて、家庭における自主的実践活動を促進するための普及啓発を実施。
243	○家畜排せつ物の処理については、水質汚濁防止法などの環境関連法令を遵守しつつ、経営規模や立地条件等に適した家畜排せつ物処理施設を整備し、県環境保全型畜産確立基本方針や畜産環境保全対策指導指針等に基づき、適正処理を促進します。	畜産課	
244	○でん粉工場については、「でん粉工場排水処理に係る環境保全対策指導要領」に基づき、適切な排水処理を促進します。	農産園芸課	
245	○水産養殖業については、県魚類養殖指導指針に基づき、生質（いけす）台数の制限や適正な養殖管理を指導します。	環境保全課	
246	○ウナギ等の内水面養殖の排水については、内水面養殖管理指針に基づき、適正処理を促進します。	水産振興課	
247	(4) 生活排水対策 (4)ー1 発生負荷の削減 ○生活排水については、家庭における自主的な負荷削減行動を促進するための普及啓発を推進します。	環境保全課	

248	〇鹿児島湾奥の生活排水対策重点地域（鹿児島湾奥部流域4市）については、生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進します。	環境保全課	〇鹿児島湾奥の4市（平成24年3月現在）は水質汚濁防止法の生活排水対策重点地域に平成5年3月に指定されており、生活排水対策推進計画を策定。これに基づき合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備や住民への普及啓発などの各種対策を推進。
249	(4)ー2 排水処理施設の整備 〇市街地、農山漁村を含めた効率的な排水処理施設の整備を進めることを目的とした県生活排水処理施設構想（平成21年3月）に基づき、公共下水道や農業・漁業集落排水施設の整備とともに、合併処理浄化槽などの普及を進めます。	生活排水対策室	(4)ー2 排水処理施設の整備 〇公共下水道整備事業箇所数12市5町21箇所、供用開始箇所数12市5町21箇所。 〇農業集落排水事業等により、農業集落排水施設の整備を推進しており、平成23年度までに、9市12町2村58地区で事業に着手、うち9市12町2村の55地区で供用開始。 〇平成23年度末の合併処理浄化槽による整備人口は、県人口の28.9%。累積の合併処理浄化槽152,724基で、総浄化槽基数267,244基のうちの57.1%。平成23年度の合併処理浄化槽設置整備事業の助成基数は、5,379基。
250	〇富栄養化防止対策等が必要な地域については、公共下水道等の高度処理を促進します。	漁港漁場課	〇漁業集落排水施設の整備は、平成23年度までに7市町村13地区で事業を実施、うち11地区で供用開始。
251	〇浄化槽の適正な施工や保守点検・清掃、法定検査の充実を図ります。	生活排水対策室	〇事業主体である市町村に対して助言。
252	(5) 土壌環境の保全 〇良好な土壌環境を保全するため、土壌に係る環境基準を達成維持するとともに、工場・事業場における有害物質の適正管理や肥料・農薬の適正使用等を促進します。	環境保全課 食の安全推進課	(5) 土壌環境の保全 〇有害物質を使用した農業推進研修会や土づくり推進月間、農業適正使用推進期間を設けるなど啓発活動を実施。
253	〇土壌汚染対策法に基づき、当該土地所有者等に対し、有害物質使用特定施設の使用の廃止時や一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に必要な応じて、土壌汚染状況調査の実施を指導します。	環境保全課	〇水質汚濁防止法に基づく特定施設の場合、届出が提出された段階で指導。 〇土地利用協議等において、事業場等の移転や、その跡地の再開発等の土地改変の機会を促え
254	〇土壌汚染の状況が基準に適合しない場合は、汚染されている地域として指定し、情報を公開するとともに、健康被害の防止措置の適切な実施を指導します。	環境保全課	〇H5.2.15土壌汚染対策法が施行されて以来、46事業場について法に基づく手続きが行われた。平成23年度未現在で、1区域が形質変更時要届出区域に指定。
255	〇「県外産業廃棄物及び県外汚染土壌の搬入の許可に関する条例（平成22年6月）」に基づき、汚染土壌の適正な処理の確保を図ります。	環境保全課	〇他県の汚染土壌処理事例等について、情報収集に努めた。
256	8 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策 〇化学物質排出把握管理促進法に基づき、化学物質の排出量や移動量等の実態を把握するとともに、工場・事業場における化学物質の適正管理を促進します。	環境保全課 食の安全推進課	8 化学物質の環境安全管理 (1) 包括的対策 〇化学物質排出把握管理促進法に基づき、平成23年度は452事業所からのP R T R届出があり、これを受付し、国に送付。鹿児島県のP R T Rデータをまとめホームページに公開。 〇農業販売店（卸）を対象とした流通実態調査を行い、農薬の種類・量の把握等情報収集を実施。
257	〇人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質に関する化学的・物理的特性、毒性情報、生産量、使用量及び管理方法等の情報を収集し、モニタリング等に活用します。	環境保全課	〇昭和59年度から環境省の委託により化学物質審査規制法指定化学物質等の環境残留状況の把握を目的とした調査を実施しており、平成23年度は、モニタリング調査（水質、底質、生物、大気）を実施。
258	〇化学物質の環境への影響や濃度等について調査研究や情報収集に努めます。	環境保全課	〇有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（7地点）（環境省及び鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに、事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（3施設）を実施。
259	〇化学物質に関する正確で分かりやすい情報の提供に努めます。	環境保全課	〇有害大気汚染物質、ダイオキシン類等に係る常時監視調査結果やP R T Rに係るデータととりまとめ、ホームページに公開。
260	〇ベンゼンやテトラクロロエチレンなど有害大気汚染物質について、健康影響や発生源に係る情報の集積を図るとともに、環境基準の達成維持に努めます。	環境保全課	〇有害大気汚染物質排出事業所等における有害大気汚染物質の排出状況等を調査し、排出削減対策の推進について指導。
261	〇人の健康や水生生物に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、関係法令に基づき、排水規制や地下浸透規制、農薬の安全使用対策を適正に実施するとともに、廃棄物の適正な処理を促進します。また、有害化学物質の使用方法的改善について、技術的な指導を行います。	環境保全課 食の安全推進課	〇揮発性有機化合物の排出のおそれがある26事業場の監視指導を実施。 〇有害大気汚染物質について、環境モニタリング調査（6地点）（鹿児島市調査分を含む）を実施するとともに事業所から排出される有害大気汚染物質について排出実態調査（5施設）を実施。 〇工場・事業場に対する立入指導を行い、排水水の監視・調査を実施。 〇「農薬使用の手引き」を作成し、病虫害・雑草防除及び植付成長調節における適正な使用を指導。 〇県内32のゴルフ場において、井戸や排水口等の自主水質検査を行った結果、環境省が示した暫定指導指針値を下回っていた。

262	(2) ダイオキシシン類 ○ダイオキシシン類対策特別措置法や廃棄物処理法に基づき、その排出量の実態を把握し、廃棄物焼却施設等の排出源対策を進めます。	環境保全課	(2) ダイオキシシン類 ○ダイオキシシン類の排出を抑制するため、ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉以外の特定施設について、設置者による測定の実施と排出基準の遵守を指導。 ○ダイオキシシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○焼却施設から発生するダイオキシシン類の排出を抑制するため、構造基準（助燃装置、温度計、記録計等の設置）・維持管理基準（800℃以上で燃焼、ダイオキシシン類の測定等）の遵守を指導。 ○ダイオキシシン類対策特別措置法に基づき、大気、水質、底質、地下水質及び土壌についてダイオキシシン類常時監視調査を実施。 ○循環型社会形成推進交付金事業の導入を図り、市町村等のごみ焼却施設1箇所（種子島地区広域事務組合）、リサイクルセンター1箇所（種子島地区広域事務組合）、最終処分場1箇所（種子島地区広域事務組合）、ストックヤード2箇所（鹿児島市、霧島市）など、一般廃棄物処理施設が完成。 ○「ごみ減量等推進研究会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみ減量化・リサイクルの取組を推進。
263	○大気や公共用水域（水質、底質）、地下水、土壌のダイオキシシン類による汚染の状況を監視します。 ○県廃棄物処理計画等に基づき、ごみ処理の広域化を促進します。	環境保全課	
264		廃棄物・リサイクル対策課	(3) PCB廃棄物 ○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」や平成20年3月に策定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を促進します。
265	○ダイオキシシン類の発生を抑制するため、廃棄物の減量化やごみの分別の徹底を促進します。	廃棄物・リサイクル対策課	○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。
266		廃棄物・リサイクル対策課	(3) PCB廃棄物 ○「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特別措置法）」や平成20年3月に策定した県PCB廃棄物処理計画に基づき、適正な処理を促進します。
267	○PCB廃棄物が処理されるまでの間、各事業者における保管状況を調査し、適切に保管することともに、処理期限内に計画的に処理が進むよう指導します。	廃棄物・リサイクル対策課	○PCB特別措置法に基づく届出の遵守を指導。 ○鹿児島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき指導。
268	(4) その他の化学物質 ○農業安全使用の徹底や農業取扱者の指導・取締り、農薬の適正な使用を促進します。また、広域的に実施する松くい虫や水田等の航空防除については、関係法令に定める条件や留意事項等の遵守など安全対策を徹底します。	食の安全推進課	(4) その他の化学物質 ○農薬適正使用の周知徹底や、適期・適確な病害虫発生予察情報の提供により、農薬の10アール当たり使用量を約50％（H23/H8比）に削減。 ○農薬適正使用推進期間を設けて、農薬使用者等に対する広報、農薬販売店等に対する研修会や立入検査・指導の実施などにより農薬の適正使用を推進。 ○有人ヘリコプター及び無人ヘリコプターによる水稲等の航空防除の実施団体に對し、農薬安全使用対策を指導。
269	○農薬に替わる害虫防除の方法として、天敵利用などの生物的防除、耕種的・物理的防除技術などを組み合わせた総合防除技術の開発を推進します。	森づくり推進課	○松くい虫特別防除事業に係る航空防除実施に際し、農林水産航空事業技術指針を適正に適用し、関係法令等に定める航空防除実施上の留意事項を遵守することにより松くい虫被害の適正な防除を図るとともに、地域住民や関係団体、市町村等による連絡調整会議を開催。 ○露地ピーマンにおける天敵活動実態を調査。 ○現地の施設ピーマンにおいて、天敵利用技術を実証。 ○施設イチゴにおける天敵利用技術を拡大。 ○微生物資材が根深ネギの白絹病、軟腐病に對して安定的に有効であること、ジャガイモそうか病に對して、米ヌカの有効投入量を確認。 ○マンガローおよびハウスミカンで天敵（スワルスキーカブリダニ）の防除効果を検討。 ○レンゲの害虫アルファアルファタコソウムシに對するヨローロッパトピチバメバチの寄生状況およびミツバチ媒介法による疫病菌効果を検討。 ○2012年末の臭化メチル使用廃止に向けた代替技術（ピーマンのPMMoV防除対策技術）として、残渣の腐熟促進、植物ワクチンや生分解性ボツの使用などの技術開発を実施。
270	(5) 事故時における対策 ○有害化学物質に係る汚染の防止を図るため、平成22年5月に水質汚濁防止法の改正が行われたところであり、今後とも関係機関と連携しながら、事故が発生した場合の応急措置や速やかな復旧、事故の状況の通報、その拡大や再発の防止措置など各種の対応に係る関係法令の周知・徹底を図ります。	環境保全課	(5) 事故時における対策 ○川内川、肝属川及び大淀川の一級河川では、各水質汚濁対策連絡協議会のマニュアルに従い速やかな対応を図るとともに、二級河川でもマニュアルに準じて対策を実施。 ○農業事故等の発生に際しては、関係機関と連携を密にし、迅速的確な状況把握に努め、関係団体等の協力も得て、その再発防止対策を実施。 ○県内で発生した油漂着事故について、状況の把握に努めるとともに、県漁連等関係機関との連携の下、その防除、清掃が円滑に行われるよう指導。
271	○魚などのへい死事故等については、連絡体制、応急対策、原因究明等について関係機関と連携し、適切な対応を図ります。	水産技術開発センター	○魚病検査を3件実施。

9	騒音・振動、悪臭等の防止 (1) 騒音・振動の防止 (1)ー1 環境基準の類型指定等の推進 ○土地利用等の実状に応じ、騒音、振動の規制地域の設定や騒音に係る環境基準の類型指定の見直し等を推進します。	9	騒音・振動、悪臭等の防止 (1) 騒音・振動の防止 (1)ー1 環境基準の類型指定等の推進 ○市町村担当者研修会等で、土地利用等に応じた類型指定等について説明。
272		環境保全課	
273	(1)ー2 工場・事業場対策 ○騒音規制法、振動規制法及び公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、土地利用等の実状を踏まえて、必要に応じ騒音・振動に係る指定地域を適正に見直します。	環境保全課	(1)ー2 工場・事業場対策 ○県管理の工業用地の土地取得者に対しては、騒音、振動等による公害を発生させないよう十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、土地協定書や土地売買契約書で規定。
274	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離などに配慮した土地利用の適正化を促進します。	都市計画課	○工場・事業場の立地等に際しては、住工分離環境に配慮し、用途地域の決定等により、土地利用の適正な誘導を実施。
275	○市町村による騒音・振動の実態把握を促進します。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、特定工場等、特定建設作業の届出受理、審査及び台帳の整備等について説明し、実態把握に努めるよう指導。
276	○低騒音型機器の使用や防音壁の設置など騒音・振動防止技術の普及を図ります。	環境保全課	○市町村担当者研修会等で、騒音、振動防止技術の普及について啓発。
277	○低周波音に対する情報収集や提供に努めます。	環境保全課	○低周波音に関する情報収集を実施。
278	(1)ー3 道路交通騒音・振動対策 ○公園・緑地、緩衝建築物等緩衝空間の設置など沿道土地利用対策を促進します。	都市計画課	(1)ー3 道路交通騒音・振動対策 ○用途地域等の指定による土地利用の誘導等。
279	○バイパス等の道路網の整備、生活ゾーンへの通過交通の排除、信号機の運用改善や速度規制の見直しなど交通流対策を推進します。	県警交通規制課	○より合理的な交通規制の見直しに伴い、最高速度等18区間36.1kmの見直しを実施し、更に生活ゾーン対策として3区間1.76kmの規制を実施した。
280	○低騒音舗装による路面の改良や遮音壁、植樹帯の設置など必要に応じて道路構造対策の実施に努めます。	道路建設課 道路維持課	○幹線道路やバイパスなど体系的な道路整備及び交差点の改良を実施。
281	○関係法令等に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化します。	都市計画課	○市街地部の県道において、必要に応じて低騒音舗装や植樹帯を整備。
282	○騒音・振動対策の基礎的データとなる道路交通騒音・振動の実態を把握するため、市町村等による測定を促進します。	県警交通指導課	○交通事故や交通違反の実態、苦情、取締り要望に基づき、過積載や整備不良車両等の指導・取締りを強化し、平成23年度中、過積載違反を99件、整備不良等の違反を1,306件検挙。
283	(1)ー4 鉄道騒音・振動対策 ○平成23年3月に全線開業した九州新幹線鹿児島ルートについては、定期的に騒音測定を実施し、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成維持に努めます。また、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の防止に努めます。	環境保全課	○14区間で、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施し、96.8%の達成率。
284	○在来鉄道については、必要に応じ関係機関と連携しながら、騒音・振動の実態把握やその防止に努めます。	環境保全課	(1)ー4 鉄道騒音・振動対策 ○新幹線の騒音・振動の防止対策については、新幹線騒音に係る環境基準の達成状況調査を実施。騒音の達成率は93.3%（14/15地点）。
285	(1)ー5 航空機騒音対策 ○鹿児島空港及び鹿児島飛行場については、定期的に騒音測定を実施し、実態把握に努めます。また、必要に応じ騒音の低減措置について関係機関へ要請するなど、騒音の防止に努めます。	環境保全課	○事業者から相談があった際に、騒音・振動の防止について、適切な対応に努めるよう指導。
286	○その他の空港等については、必要に応じ騒音測定を実施し、実態把握に努めます。	環境保全課	(1)ー5 航空機騒音対策 ○鹿児島空港及び鹿児島飛行場において、6地点ずつ測定した結果、全て環境基準を達成。
287	(1)ー6 建設作業騒音・振動対策 ○騒音規制法や振動規制法及び県公害防止条例等に基づき、規制・指導の徹底を図るとともに、低騒音・低振動型機械の導入を促進します。	環境保全課 技術管理室	○苦情があった場合、必要に応じ対応。 (1)ー6 建設作業騒音・振動対策 ○市町村担当者研修会において、規制事務を周知徹底。 ○低騒音・低振動型建設作業機械の法令上の取扱について、担当者研修会や文書で周知。 ○工事にあたっては、建設業者に対し、建設工事に伴う騒音・振動対策技術指針に基づき施工するよう指導。低騒音・低振動での施工を行うべき地域では、工事積算において各々対応。 ○建設業者を対象に行っている研修の中で、低騒音・低振動型機械による施工事例等を説明し、低騒音・低振動型機械導入の促進を図った。
288	(1)ー7 近隣騒音対策 ○飲食店等の深夜営業騒音や商業用等の拡声器騒音については、県公害防止条例等により規制や指導の徹底を図ります。	環境保全課 県警地域課 県警生活環境課	(1)ー7 近隣騒音対策 ○苦情等については、市町村担当部署と協議しながら実態調査を行い対応。 ○騒音苦情等で県警本部通信指令室（110番）に711件の通報を受け。 ○公安委員会では県風俗環境浄化協会（県防犯協会）に、風俗営業管理者講習会を委託し、県下各警察署等で平成23年度中同講習会を20回開催し、699人の管理者を指導。

	(2) 悪臭の防止 (2)ー1 工場・事業場対策 ○特定悪臭物質濃度測定を1事業場で実施。	環境保全課	
289	○悪臭防止法や公害防止条例に基づき、規制・指導の徹底を図ります。また、規制地域の指定を進めるとともに、既存の規制地域についても悪臭の実態を踏まえ、必要に応じて適正に見直します。		
290	○工場・事業場の立地等に際しては、悪臭が発生しない施設の整備を促進します。	環境保全課	○市町村からの相談に対応。
291	○複合臭に対応するため、市町村における臭気指数規制の導入を促進します。	産業立地課	○県管理の工業団地の土地取得者に対しては騒音、振動等による公害を発生させないように十分な防除の措置を講じさせるため、分譲申込みの際に、公害防止計画書の提出を求めたり、立地協定書や土地売買契約書で規定。
292	○脱臭施設の設置や建屋の密閉化など悪臭防止技術の普及に努めます。	環境保全課	○市町村からの希望等を聴取したほか、説明会等で解説。
293	(2)ー2 畜産対策 ○飼養規模に応じた堆肥舎、浄化処理施設など家畜排せつ物処理施設や脱臭施設等の整備を促進します。		
294	○家畜排せつ物の適正処理はもとより、畜舎内外の清潔保持や農場周辺の環境美化などについて畜産農家への巡回指導を行い、環境と調和した畜産経営の実現を図ります。	畜産課	○資源リサイクル畜産環境整備事業や畜産環境整備リリース事業等により、畜産農家40戸に対して家畜排せつ物処理施設等の整備を実施。
295	○悪臭防止に関する技術の導入を促進します。	畜産課	○家畜排せつ物の適正処理を推進するための指導を実施する。地域住民からの苦情に対する改善を指導。
296	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○ヤンバルトサカヤスデ等の不快害虫については、市町村による適正な駆除を促進するとともに、ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において生態や駆除方法の調査研究に努めます。	畜産課	○畜舎及びたい肥舎等の周辺の環境美化を実施。
297	○適正な駆除について住民への普及啓発を図ります。	廃棄物・リサイクル対策課	○家畜排せつ物処理方法やたい肥等の土地還元の適正化を推進。
10	原子力発電所周辺の安全の確保と環境の保全 ○川内原子力発電所周辺の環境放射線調査を実施し、調査結果を定期的に公表します。また、監視を適切に実施するため、施設や機器などの計画的な整備・充実を図ります。	原子力安全対策課	(3) 不快害虫等の適正な駆除 ○地域の環境衛生向上を図るため、地区衛生組織指導者を中心に、環境衛生地区診断を市町村、校区単位で実施。
298		原子力安全対策課	○ヤンバルトサカヤスデのまん延防止のため、大学や民間の専門家等で組織する「ヤスデ対策検討委員会」を11月に開催し、忌避物質等に関する調査研究を行うとともに、まん延防止リーフレットを作成・配布した。
299	○川内原子力発電所に關する安全協定の厳正な運用に努めます。	原子力安全対策課	○ヤンバルトサカヤスデの新規発生地区を対象に、住民説明会を開催。
300	○県環境放射線監視センター内の原子力情報展示ルームの活用や広報誌等により、原子力や放射線に関する知識の普及啓発に努めます。	原子力安全対策課	
301	○環境放射線監視テレメータシステムや川内原子力発電所地震観測システムの運用など県民に対する情報提供の充実に努めます。	原子力安全対策課	
302	○県原子力防災センターでは、通常時においては、研修や訓練を実施します。なお、万が一、原子力災害が発生した場合には、国・県・市の現地対策本部が設置されるところにも、防災関係機関等の職員が参集し、相互の情報を共有しながら必要な応急対策を実施します。	原子力安全対策課	
第4節 良好な環境を支える共通施策の推進 1 環境影響評価等の推進	○環境影響評価法や県環境影響評価条例等に基づき、各種開発行為について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるよう指導します。	環境林務課	
303	○環境影響評価における調査・予測・評価の充実を図るため、予測・評価手法の研究に努めるとともに、審査に必要な各種情報の収集や技術的事項について知見の集積を図ります。	環境林務課	
304		環境林務課	
305	○国土利用計画法や大規模取引事前指導要綱、土地利用対策要綱等に基づく届出や協議に際し、計画内容や周辺環境等を勘案して適切に指導します。	環境林務課	

306	○事業の計画段階における環境影響評価（戦略的環境アセスメント）については、「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン（平成19年5月，環境省）」を踏まえ，必要に応じ導入について検討します。 ○県環境影響評価条例については，環境影響評価法等の改正を踏まえ，必要に応じ条例改正の検討を行います。	環境林務課	○戦略的環境アセスメントに係る情報収集に努めた。
307		環境林務課	○法改正の内容に係る情報収集に努め，関係課への説明を行った。
2	環境教育・環境学習の推進		2 環境教育・環境学習の推進
308	(1) 環境教育・環境学習の機会の提供 ○県環境学習推進基本方針（平成17年3月）に基づき，環境教育・環境学習を体系的かつ計画的に推進します。	地球温暖化対策課	(1) 環境教育・環境学習の機会提供 ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を活用した環境問題等の普及啓発 ・人材や教材等の情報収集・提供等環境教育・環境学習を計画的に推進。
309	○学校において，理科，社会，道徳，総合的な学習の時間などで，自然の豊かさとその支える地球環境，開発と環境保全とのバランス，環境に配慮した消費生活等についての学習及び体験的な活動等の環境教育を推進します。また生涯学習の場等における環境学習を推進します。	義務教育課	○総合的な学習の時間等で行う環境教育として，地域の特性を活かした体験的な学習がなされるよう研修会や諸会合等で指導。
310	○学校における環境教育を総合的に推進するため，体験的環境学習指導手引書の活用，体験学習の積極的な導入など幅広く環境教育を展開するとともに，環境教育を進めるための教員の研修や情報等の提供を推進します。	地球温暖化対策課	○小中学校，高校へ環境学習アドバイザーを派遣。
311	○環境教育・環境学習の場の提供や人的支援を促進するため，生命と環境の学習館（かごしま県民交流センター内），屋久島環境文化村中移施設（屋久島環境文化村センター一，屋久島環境文化研修センター），県環境健康センター，奄美野生生物保護センター，屋久島世界遺産センター，大学等教育機関，事業者，民間団体等の相互連携を推進します。	義務教育課	○学校における環境教育を総合的に推進。 ①児童・生徒の環境への興味・関心を高めるための指導方法の研究・普及等に努めている。 ②教員の指導力向上のため総合教育センターにおける研修講座「環境教育」の開催と長期休暇中の来所研修（各教科及び総合的な学習の時間等に関する講座においても，環境教育の視点からの研修等あり） ③全国規模の研究会や研修会等への教員の派遣。 ④学校での研究会等への講師派遣や各種情報の提供。
312	○教材やプログラムの提供，講師の派遣，環境学習に役立つ情報の提供などの支援を行います。	地球温暖化対策課	○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を，地球環境の大切さ等を学ぶ場として活用。
313	○自然公園等における探索コースなどフィールド施設の整備・管理を推進します。	自然保護課	○小中学生等を対象として，「水環境」「自然界の循環」をテーマとしたワークショップの開催 ②指導者養成講座等の開催
314	(2) 自主的実践活動の促進 ○グリーンマスタター（みどりの指導員）及び自然観察指導員等のリーダーの育成・確保を図ります。	森づくり推進課	○「生命と環境の学習館」において，環境について考えるボードゲームや脳音計，生物観察用品等の貸出，水質調査用試薬やパンプフレットの配布，環境学習アドバイザーの派遣等を実施。 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回，「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。 ○奄美群島では天城町，伊仙町で園地など公園利用施設を整備。
315	○自主的実践活動に対し環境学習指導者人材バンクの充実及び活用促進を図るとともに，民間団体相互のネットワークづくりを促進します。	自然保護課	(2) 自主的実践活動の促進 ○グリーンマスタター1名を認定。（延べ42名） ○「屋久島ガイドセミナー」を年2回実施。
316	○環境月間等でのキャンペーンやスターウォッチング，自然観察会，水辺美化活動，グリーン購入，省資源・省エネルギー運動等を通して，県民の環境保全意識の啓発を図ります。	地球温暖化対策課	○人材バンクに69人登録し，県ホームページで公開。（H24.3末時点） ○環境保全に関して知識を有する者及び環境保全活動の実践者の中から，18名を環境学習アドバイザーとして委嘱（平成23年4月から2年間）。各種団体等が実施する環境学習講座や自然観察等にこの環境学習アドバイザーを講師として32回派遣し，1,710人が講座等を受講。
317	○次代を担う子供たちが自主的に環境学習や環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し，設置を促進します。	地球温暖化対策課	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において，重点行動項目を決めて実践行動を推進。
318	○子供たちの環境に対する理解や意識を高めるため，「かごしまこども環境大臣」の取組をさらに推進します。	地球温暖化対策課	○平成23年度は，60クラブ（会員1,928人）が登録。 ○こどもエコクラブサポーター研修会及びこどもエコクラブ交流会を平成23年8月26日に開催。 ○県内各地の環境保全活動を積極的に実践している小中学生6名を，こども環境大臣に任命。 ○こども環境大臣サミットを平成23年8月4～5日に開催。かごしまこども環境宣言2011を作成。 ○県内で開催された様々な環境イベントへの参加。

319	(3) 環境教育・環境学習施設の活用 ○環境について体験・学習できる生命と環境の学習館，屋久島環境文化村中核施設等の積極的活用を図ります。	地球温暖化対策課	(3) 環境教育・環境学習施設の充実 ○かごしま県民交流センター6階の「生命と環境の学習館」を，地球環境の大切さを学ぶ場として活用。 ①小中学生等を対象として，「水環境」「自然界の循環」をテーマとしたワークショップの開催 ②指導者養成講座等の開催
320	○県環境保健センターにおける環境教育・環境学習や研修，情報の収集・提供などに努めます。	自然保護課	環境保健センター ○エコツアーガイドや観光関係者，教職員等，広く一般社会人を対象とした「屋久島研究講座」を開催し，延べ320名が受講。 ○「屋久島自然文化体験セミナー」を年6回，「ガイドセミナー」を年2回実施。
321	○ピオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	環境保健センター	○環境保健センターの来訪者及び研修生に対し，大気テレメータシステムで収集したデータの表示装置や各種パネル等を使用して学習する機会を提供。 ○中学校等で開催している環境教育において，大気測定車を公開するとともに県内の大気環境の状況説明を実施。
322	○ピオトープ等自然回帰型などの公園施設を貴重な環境学習の場として利用します。	都市計画課	○環境教育・環境学習の場として公園を活用。 ○自然保護思想の高揚を図るため，桜島ビジターセンター及び高千穂河原ビジターセンターの管理運営を行った。
323	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○生物多様性に関する調査研究や環境リスクの解明と評価に関する調査研究を推進します。	地球温暖化対策課	○身近な素材として環境教育に活用。
324	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から，過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため，大気，水質，底質，生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。 ○高濃度光化学オキシダントの出現する要因を究明するため，原因となる大気汚染物質の発生状況の把握や気象条件等の解析を実施。 ○水田に散布され，河川に排出される除草剤，殺菌剤，殺虫剤等の農薬の濃度を解析し，排出推定モデルにより時間的，空間的挙動を把握することを目的として，国立環境研究所と共同で実施。	環境保健センター	3 調査研究・監視観測等の充実 (1) 調査研究の推進 ○有害化学物質による環境汚染の未然防止の観点から，過去使用されたものも含めた化学物質の環境残留性の実態把握のため，大気，水質，底質，生物のモニタリングや暴露量等の調査を実施。 ○高濃度光化学オキシダントの出現する要因を究明するため，原因となる大気汚染物質の発生状況の把握や気象条件等の解析を実施。 ○水田に散布され，河川に排出される除草剤，殺菌剤，殺虫剤等の農薬の濃度を解析し，排出推定モデルにより時間的，空間的挙動を把握することを目的として，国立環境研究所と共同で実施。
325	○環境の情報を施策の実施状況を把握し，環境の状況を総合的に評価する環境指標の開発のための調査研究を推進します。	環境保健センター	○新環境基準に対応する航空機騒音測定・評価マニュアルに基づいた測定と現行手法による同時調査を現行調査地点で実施し，データを収集・解析することにより，新環境基準に対応できる体制の検討。 ○地球温暖化が池田湖の水環境に及ぼす影響を把握するため，池田湖の栄養塩類の挙動等を詳細に調査し，水質変動機構について解析・検討。 ○現行の公共用水域常時監視に欠落している水質形成の機構解明，観測の時間密度，未測定項目を補完し，今後の沿岸海域水環境の観測方法の在り方の提案につなげるために，国立環境研究所や他の地方環境研究所等と共同で実施。
325	○環境の評価手法に関する調査研究や生物を利用した水質評価手法に関する調査研究等を推進します。	環境保健センター	○リモートセンシングデータの活用やその他の必要となる情報の配信方法等について検討。 ○環境GISの活用やその他の必要となる情報の配信方法等について検討。

326	○県内外の試験研究機関との相互連携を図り、環境保全に有効な諸技術や先端的な技術の開発研究を促進します。	工業技術センター	○高濃度の窒素分を含む排水の処理で採用されている硝化脱窒法で、炭素源として添加される工業用メタノールの代替として、焼酎粕を活用し処理のコスト低減を図る試験研究を実施。 ○ディーゼル車の環境性能に与えるバイオマス燃料の影響実態把握とその評価に関する研究の一部として、廃食用油BDFの性状評価等を（独）交通安全環境研究所からの受託研究として実施。 ○廃棄液用の浄化剤を開発する共同研究を民間と実施。 ○納豆菌等を用いた微生物資材を開発する共同研究を民間と実施。 ○魚類養殖において、魚の餌飼料から海域へのリン等負荷物質を低減する可能性のある、魚粉代替物質等を配合した低魚粉飼料の試験を実施。 ○大気粉じんのバイオアッセイによる遺伝毒性及び環境ホルモン活性を指標とした地域特性の調査研究を国立環境研究所等と共同で実施。 ○本県における酸性雨の実態を把握するため、降水成分調査を実施するとともに、他自治体等と共同で発生メカニズムなどについて検討。 ○PM2.5と光化学オキシダントは、密接に関係しており広域汚染の影響を受けるため、それらの実態解明のため、国立環境研究所や他自治体等と共同で基礎的解析等を実施。 ○気象変動に対応した原木シイタケ栽培技術を確立するため、中温系品種を用いた栽培や発生機作の効果等の試験を実施。 ○南方系侵入害虫の防除に関する研究を実施。 ○畑から排出される一酸化二窒素発生抑制技術の開発を（独）農業環境技術研究所や公設農試と実施。 ○野菜畑における土壌微量要素の過剰を軽減する土壌管理技術の開発を（独）農業環境技術研究所や公設農試と実施。 ○焼酎粕を出さない焼酎製造法を用いて、焼酎副産物の新しい利用技術の開発を鹿児島大学や民間と実施。 ○消費電力量の多い茶の防霜ファンについて、節電型防霜法の開発を（独）野菜茶業研究所等と継続実施。 ○キクの電照栽培に用いる光源を、消費電力の多い白熱電球から消費電力の少ないLEDに転換するための技術開発を（独）花き研究所等と実施。
327	(2) 監視観測体制の充実 ○大気や水質、化学物質、環境放射線等に関する監視観測体制を充実・強化します。	廃棄物・リサイクル対策課 自然保護課	(2) 監視観測体制の充実 ○最終処分場や中間処理施設に係る産業廃棄物の分析試験を実施。 ○ダイオキシン類対策特別措置法等に基づき、15施設の排出ガス、排出水及び地下水を採取・分析した結果、すべて排出基準等に適合。 ○自然保護推進員69名を設置し、地域住民及び一般利用者に対する自然保護思想の普及高揚並びに自然の保護及びその適正な利用を指導するとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○希少野生動植物保護推進員89名を設置し、県内に生息・生育する希少野生動植物の保護活動を図るとともに、研修会を開催し、資質の向上を図った。 ○鳥獣保護員102名を配置し、鳥獣保護区の管理、狩猟の取締り、一般住民及び狩猟者の指導、鳥獣保護思想の普及啓発及び鳥獣に関する諸調査を実施するとともに鳥獣保護員に対し研修を行い、資質の向上を図った。 ○17箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）において、常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。 ○ダイオキシン類対策特別措置法に基づき実施した大気、水質、底質、土壌、地下水質など延べ38地点の調査結果も全て環境基準値以下であった。
328	○酸性雨や光化学オキシダントについては、国等と連携を図りながら、監視体制を充実・強化します。	環境保全課	○10箇所の大気汚染常時監視測定局（鹿児島市調査分を含む。）において、オキシダントの常時監視を行うとともに、大気測定車による監視を実施。また、酸性雨については、県内4箇所（鹿児島市調査分を含む。）で監視調査を実施。
329	4 環境情報の整備・提供 ○自然環境や地球環境など環境に関する情報を収集・提供する体制の整備に努めます。	地球温暖化対策課	4 環境情報の整備・提供 ○かごしま県民交流センター「生命と環境の学習館」の環境保全活動等に関する情報を県民に提供するコーナーにおいて、各種書籍、パンフレット等の閲覧や配布を実施。

330	環境林務課	○毎年度作成する環境白書や県環境基本計画の進捗情報を県ホームページに掲載するとともに、わかり易く親しみやすい環境情報を提供します。	○平成22年度の本県の環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等について取りまとめた平成23年版環境白書450部を作成し、関係機関等へ配布。
331	廃棄物・リサイクル対策課	○公共用水域や大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果については、県ホームページに掲載します。	○廃棄物焼却炉の排出ガス、最終処分場の地下水・放流水の測定結果をホームページ上で公開。
332	環境保全課	○県民、事業者の自主的・積極的な環境保全活動を支援するため、県内の環境の状況を把握し、提供します。	○公共用水域、大気、騒音、振動、ダイオキシン類等の測定結果を県ホームページに掲載。
333	環境林務課	5 公害紛争の適正処理 ○公害紛争処理制度の県民への周知を図ります。	○平成23年版環境白書及び鹿児島県の環境（環境白書概要版）を県のホームページに掲載。
334	環境林務課	○公害苦情に関する情報を県民や事業者に提供します。	○公害苦情件数について、県環境白書や県ホームページに掲載し、県民や事業者への情報提供に努めます。
335	環境林務課	○公害の苦情相談については、保健所等に配置されている公害苦情相談員が相談等に応じ、迅速かつ適切な解決に努めます。	○保健所等に配置されている公害苦情相談員等が55件の公害苦情相談に対応。
336	環境林務課	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。	○市町村等の公害苦情担当課と連携し、迅速かつ適切な解決に努めます。
337	環境林務課	○公害の紛争については、公害紛争処理法に基づく公害審査会において、あっせん、調停、仲裁を行うなど、迅速かつ適切な解決を図ります。	○平成23年度は、公害審査会への申請はなかった。
338	地球温暖化対策課	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○環境に配慮した事業活動等を促進するため、環境マネジメントシステムの導入や普及促進を図ります。	6 環境に配慮した事業活動等の促進 ○かごしま産業支援センターによるISO14001基礎講座、内部監査員養成講座の開催。 ○簡易型環境マネジメントシステム導入促進のための説明会の開催。パンフレットの配布。
339	経営金融課	○小規模企業者等設備導入資金により、事業者の環境保全対策を促進します。	○小規模企業者等の公害防止施設等の設置を促進するため、小規模企業者等設備導入資金制度を実施。 ○一般廃棄物処理業者に対し、スーパー等から排出される食品残渣を飼料として再利用するための食品残渣リサイクル設備一式の導入資金の一部を平成17年度に貸付。 ○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
340	地球温暖化対策課	○リサイクル製品の活用やグリーン購入を促進します。	○「地球環境を守るかごしま県民運動」において、重点行動項目を決めて実践行動を推進。
341	廃棄物・リサイクル対策課	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等に努めます。	○産業廃棄物処理業者に対し、公共工事等で発生した伐採木を園芸用土として再利用するための木くず破砕機を平成16年度から貸与した。 ○「ごみ減量等推進研修会」の開催、「県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」において、ごみ減量化やリサイクル等の取組を推進するとともに、県ホームページで普及啓発。
342	経営金融課	○県中小企業融資制度（地球温暖化対策資金）により、事業者の環境に配慮した経営や事業創出の取組みを促進します。	○県環境物品等調達方針を毎年作成し、県自ら環境に配慮した製品等の購入・使用等を実践。
343	地球温暖化対策課	○県庁環境保全率先実行計画に基づき、県の事務・事業における温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進します。	○中小企業者等が、環境配慮型の経営を行おうとするととき又は環境配慮型の事業を創出しようとするときに必要な資金の融資に対し、保証料の一部助成を行った。（平成23年度実績なし） ○「県庁環境保全率先実行計画」に基づき省エネルギーの推進、リサイクルの徹底など、日常の活動を通して環境への負荷の削減に努め、温室効果ガスの削減を推進。
344	地球温暖化対策課	第5節 環境保全に関する重点施策 1 かごしま低炭素社会モデル創造事業の推進 ○住民や事業者を対象とした温暖化防止に関する講演会や電気自動車試乗会を開催し、家庭における温暖化防止に関する取組・実践を促進します。	第5節 環境保全に関する重点施策 1 かごしま低炭素社会モデル創造事業の推進 ○住民や事業者を対象とした温暖化防止に関する講演会、CO ₂ フリーの島づくりのバネル展示、電気自動車試乗会を開催し、家庭における温暖化防止に関する取組・実践を促進。 ○電気自動車41台、充電設備7台の導入助成を実施。
345	地球温暖化対策課	○住民や事業者における電気自動車や充電設備の導入を促進します。	○電気自動車41台、充電設備7台の導入助成を実施。
346	地球温暖化対策課	○企業と連携し、島内の再生可能エネルギーを活用した先進的な地域づくりを促進します。	○企業と連携し、島内の再生可能エネルギーを活用した先進的な地域づくりを促進。
347	地球温暖化対策課	○電気バスの導入に向けた取組を促進します。	○電気バスの導入に向けた取組の検討。
348	地球温暖化対策課	○カーボンオフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の開発・販売を促進します。	○カーボンオフセットや電気自動車利用等を組み込んだ旅行商品の販売を促進。
349	森林経営課	○適切な森林整備の推進や木質バイオマスの利用促進を図ります。	○それぞれの森林の発掘すべき機能に配慮した適切な森林整備を実施。 ○木質バイオマス利用施設の整備（1施設）を推進。
	振興課		